

仕 様 書（案）

1 事業名称

インバウンド向けマナー啓発動画制作事業

2 事業の趣旨・目的

国によると、令和7年中の訪日外国人旅行者数は年間で4,200万人を突破し、過去最高となったほか、本県においても、令和7年中の外国人延宿泊者数は前年比104.9%増の約250万人と過去最多となるなど、インバウンドは堅調に推移している。

外国人観光客の増加は地域経済の活性化に寄与する一方、文化や習慣の相違による、外国人のマナーに起因するトラブルにより、地域住民の生活に影響が生じる事例が報告されている。

本県においても、冬季間における、雪道になれない外国人等旅行者による交通に起因する問題、バックカントリーへの無断立入等スキー場での問題、自然に囲まれた閑静な地域での外国人旅行者のマナーに起因する問題などが懸念される。

こうした状況を踏まえ、観光客が安全・安心な観光ができる基盤形成と地域住民の生活の質の確保を両立させることを目的に、外国人等旅行者に対し、本県観光に当たって配慮が必要なマナー・文化・習慣の理解を促すための長野県独自のマナー啓発動画を制作し、外国人等旅行者に対する本県のイメージアップを図るとともに、地域住民の体感治安の向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）

4 委託上限額

5,995,000円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

5 事業内容

(1) マナー啓発動画の制作

① 言語

- ・長野県の外国人延宿泊者数（※下図）を鑑み、「英語」「繁体字」は必須とする。
- ・幅広い層に啓発するため、上記の2言語に加え、長野県の実状に則し、最低2言語を提案すること。

※長野県の外国人延宿泊者数（単位：人泊）

順位	国・地域	人数（人）	前年比（％）	順位	国・地域	人数（人）	前年比（％）
1位	台湾	376,230	98.7	6位	シンガポール	107,060	124.1
2位	中国	193,750	153.0	7位	タイ	106,920	111.5
3位	豪州	183,970	120.2	8位	韓国	51,170	116.0
4位	香港	124,840	85.3	9位	英国	48,500	120.9
5位	米国	113,460	146.6	10位	インドネシア	42,060	103.2

【出展：観光庁 宿泊旅行者統計調査 R7:確定値】

② 内容

- ・啓発の内容は、長野県内におけるマナーや文化・習慣の違いに起因する課題の未然防止に繋がるよう、以下の例示を参考に、啓発の優先度が高いテーマを選定及び発案の上、提案すること。

【テーマ例】

①ゴミ関係（ポイ捨て、分別、不要になったスーツケース等の放置等） ②騒音関係（飲酒に起因する大声、音楽等） ③工作物の損壊（落書き、ステッカー貼付等） ④私有地・立入禁止区域への侵入 ⑤喫煙マナー（歩きたばこ、禁煙区域での喫煙等） ⑥トイレマナー（洋式トイレに乗る、紙を流さない等） ⑦入浴マナー（体を洗わずの入浴、タオルを浴槽に入れる等） ⑧宿泊マナー（旅館・和室への土足入室、備品の持出し・破損、宿泊者以外を部屋に入れる等） ⑨無断キャンセル（宿泊施設・飲食店等） ⑩交通ルール（冬季のノーマルタイヤによるスリップ事故、赤信号での右折禁止、路上駐車・無断駐車等）

<必須テーマ>

○冬季間のマナー（閉鎖エリアへの侵入、冬季交通マナー等）

※1動画1テーマに限らず、テーマに親和性がある場合は、2テーマ以上を合わせての動画も可能。

（例：宿泊施設利用のマナー（旅館・和室では靴を脱ぐ、入浴マナー）等）

- ・外国人旅行者に対して直接的に「NO」を突き付けるのではなく、マナーを守ることが格好いいと思えるような表現に努めること。
- ・動画を視聴する外国人等観光客が興味・関心を持ちやすく、印象に残るようなものであること。
- ・外国人等観光客が、瞬時に内容を理解し、自然に実行したくなる内容であること。
- ・動画は、宿泊施設、観光施設、観光案内所、県下自治体等で汎用的に活用でき、今後デジタルサイネージ、SNS等での放映等を想定した動画とする。
- ・動画は、委託者と協議を行い、内容等を決定し、シナリオを作成したうえで作成

すること。なお、内容はアニメーション、実写又はそれらの組合せたもののいずれでも可能とする。

- ・ 動画は、15～30 秒以内の動画を 5 本以上、各言語で作成すること。
- ・ 動画は、アスペクト比 9:16、一般にホームページや YouTube で再生可能なファイル形式（MP4、WMV、AVI 等）とし、画質は、高品質（圧縮率を低く設定し、画質を保つこと）とする。また、ファイル形式は、Apple、Windows 双方に互換性のあるものとする。
- ・ 動画で使用する言語の翻訳については、翻訳を行った者と異なる者がその内容について確認をすること。なお、確認を行う者は、翻訳言語を母国語とするなど詳しい者とし、あらかじめ委託者と調整すること。
- ・ 動画制作において、他者が保有する視聴映像等を使用する場合は「7 (1) 著作権及び使用料」の項目に従うこと。
- ・ 動画内での台詞等において、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など、県の啓発動画として不適切な内容は含まないように配慮すること。

6 業務進行予定及び体制等の策定

- (1) 受託者は、契約後速やかに本事業における全体スケジュールを提示すること。また、委託者が進捗状況を随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を明確に定めること。
- (2) 契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう体制をとり、進行管理を行うこと。詳細については、事前に委託者と協議すること。

7 事業全体に係る留意点

- (1) 著作権及び使用料について
 - ・ 本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
 - ・ 本事業における成果物の著作権は（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等をおかつようして公表などを行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、受託者等が著作権人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
 - ・ 本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
 - ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の仕様の

差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 学識者等への謝金の支払い等について

- ・ 動画の作成にあたり、助言を求めた学識者への謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

(3) 個人情報の保護等について

- ・ 本事業で制作する動画は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮し制作すること。

(4) その他法律根拠について

- ・ 成果物に関するその他の法律的根拠については、受託者において法的専門家に確認する等の手段で担保すること。

8 成果物（提出物）及び提出期限

(1) 動画のデータ

提出期限：令和9年1月8日（金）

(2) 実施報告書

事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。

提出期限：令和9年1月29日（金）

9 成果物の提出方法

- ・ 8(1)で定める成果物については、外付けHDD等の電磁的記録媒体に記録し、提出するものとする。
- ・ 8(2)で定める実施報告書についてはデータ及び紙媒体に出力したものを提出するものとする。

10 成果物の提出先

長野県観光スポーツ部観光誘客課（国際観光推進担当）

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

11 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い再検査の合格を持って完了とする。

12 再委託

再委託は原則禁止とする。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において

実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託を行う場合は、事前に発注者と協議し、了承を得ること。

13 その他特記事項

- (1) 事業の実施に際しては、受託者は委託者との連絡調整を密に行うこと。
- (2) 受託者は、本事業の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、業務を実施すること。
- (3) 本事業に関する事項について、機密の厳守、他者への漏洩及び契約目的以外に使用してはならない。